

○飯塚市外国籍職員の任用に関する要綱

平成18年7月31日

飯塚市告示第169号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市の職員のうち日本国籍を有しない者(以下「外国籍職員」という。)の任用に関して必要な事項を定めるものとする。

(外国籍職員)

第2条 市長は、次の各号に掲げる外国籍職員を任用の対象者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

(任用)

第3条 市長は、公務員に関する基本原則(公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする旨の原則をいう。)に基づき、外国籍職員の任用を行う。

2 市長は、次に掲げる職以外の職において、外国籍職員の任用を行うものとする。

- (1) 市民の権利義務その他の法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職(公権力の行使に携わる職)
- (2) 行政施策の企画立案、予算編成等政策的判断を伴う事務について決定権を有する職(公の意思の形成への参画に携わる職)

(補則)

第4条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。